

令和6年12月10日付け県公報第577号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年5月16日

静岡県知事 鈴木康友

1 測量機関

静岡県

2 作業の種類

公共測量（基準点測量）

3 作業期間

変更前 令和6年12月2日から令和7年5月15日まで

変更後 令和6年12月2日から令和7年4月9日まで

4 作業地域

浜松市中央区湖東町